2　法第二十二条の十八第二項において準用する法第二十二条の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　法第二十二条の十八第一項に規定する記録媒体（以下この項において「交付等物件」という。）を交付し、又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることができない旨

二　交付等物件の品名及び数量

三　差押えの年月日及び場所

四　差押えを受けた者の氏名及び住所又は居所

五　公告の日から六月を経過しても法第二十二条の十八第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、交付等物件を交付し、又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることを要しない旨

（鑑定に係る許可状請求書の記載事項）

第六条の二十二の八　法第二十二条の十九第四項に規定する許可状（第六号において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　犯則嫌疑者の氏名

二　罪名及び犯則事実の要旨

三　破壊すべき物件

四　鑑定人の氏名及び職業

五　請求者の官職氏名

六　許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

（夜間執行の制限を受けない地方税）

第六条の二十二の九　法第二十二条の二十第一項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

一　ゴルフ場利用税

二　軽油引取税

三　入湯税

四　道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

（調書の記載事項）

第六条の二十二の十　当該徴税吏員は、法第二十二条の二十四各項に規定する調書に、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

（通告の方法等）

第六条の二十二の十一　法第二十二条の二十八第一項の規定による通告（以下この項及び次項において「通告」という。）は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして総務省令で定めるものの方法により法第二十二条の二十八第一項に規定する書面を送達して行う。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならない。

2　前項の書面には、法第二十二条の二十八第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3　法第二十二条の二十八第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4　法第二十二条の二十八第一項に規定する没収に該当する物件が当該徴税吏員又は法第二十二条の十六第一項の規定により当該徴税吏員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合には、法第二十二条の二十八第一項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

（犯則の心証を得ない場合の供託書の交付）

第六条の二十二の十二　地方団体の長は、法第二十二条の三十一の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第二十二条の十六第二項の規定により供託した金銭があるときは、供託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付し、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に交付しなければならない。

（書類の作成要領）

第六条の二十二の十三　犯則事件の調査及び処分に関する書類（法第二十二条の四第一項若しくは第三項、第二十二条の五第一項若しくは第二項又は第二十二条の十九第四項の許可状の請求に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

2　犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削つた部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

第七条中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第七条の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「（以下」の下に「この条から第七条の十五の三までにおいて」を加える。

第七条の三第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第七条の三の三の見出し中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第一項中「規定する控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「規定によつて」を「規定により」に改め、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第七条の五第一項中「六月をこえる」を「六月を超える」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「において」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第七条の十三第二項中「第三十四条第一項第一号」を「第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「ついては、次に定めるところによる」を「ついては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする」に改め、同項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、その」を「場合　その」に改め、「の親族とする。」を削り、同項第二号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、次に定めるところによる。」を「場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者」に改め、同号イ中「場合には、その」を「場合　その」に改め、「の親族とする。」を削り、同号ロ中「場合には、これらの」を「場合　これらの」に改め、「の親族とする。」を削る。

第七条の十五の三中「同年」を「前年」に改める。

第七条の十五の十二第三号中「第三十四条第一項第五号ハ」を「第三十四条第一項第五号ハ」に改める。

第七条の十六の見出し中「控除対象配偶者等」を「同一生計配偶者等」に改め、同条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第七条の十九第二項中「にあつては」を「には」に、「。以下この項及び第四項」を「。以下この条」に、「外国の所得税等（当該年の」を「外国の所得税等（」に改め、同条第三項中「の市」の下に「（以下この条及び次条において「指定都市」という。）」を加え、同条第七項中「、適用する。この場合において」を「適用するものとし」に改め、「、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第七条の十九第七項を同条第九項とし、同条第六項中「の納税義務者の」の下に「当該年度の」を加え、「前年度以前の年度」を「これらの各年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の前項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額を控除した額（当該額が零に満たない場合には、零）とし、前年以前三年内の各年の同項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額（当該額が当該前年以前三年内の各年の同項の規定により計算した同項に規定する道府県民税の控除余裕額を超える場合には、当該道府県民税の控除余裕額）を加算した額とする。